

## 令和3年度与党税制改正大綱について

本日、「令和3年度税制改正大綱」が決定された。

この度の税制改正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で多岐にわたる重要課題について、大変なご尽力をいただき取りまとめられたものであり、地方税財政についても十分にご理解とご配慮がうかがえ、お取りまとめいただいた与党関係者の皆様に心から敬意を表するものである。

固定資産税については、土地の評価替えに際し、令和3年度に限った臨時・異例の措置として、税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講じるとされたことは、感染症により国民生活や社会経済活動に深刻な影響が生じ、環境が大きく変化したことを踏まえた総合的な判断であると理解するところではあるが、極めて重大な決定だと受け止めている。令和4年度以降については、負担の公平性の観点からも、町村にとってかけがえのない基幹税である固定資産税の安定的確保を求めるものである。

車体課税については、環境性能割の臨時的軽減の延長が実施されることとなったが、これによる地方税収の減収に対して、地方特例交付金により、町村財政に影響のないよう措置を講じていただくことを評価する。しかし、車体課税については、道路・橋梁等社会資本の更新・老朽化対策、防災・減災事業の確実な実施のための極めて重要な財源であることから、期限の到来をもって終了されたい。

ゴルフ場利用税について現行制度が堅持できたことは、関係者の皆様のご尽力に感謝申し上げます。本税は、財源の乏しいゴルフ場所在町村にとって極めて貴重な財源であり、安定的な町村運営のため、今後とも現行制度の堅持を強く求めるものである。

本会は、今後とも地域の自立性・自主性の向上のため、地方税の充実確保と併せて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を求めていく。

令和2年12月10日

全国町村会長  
荒木泰臣